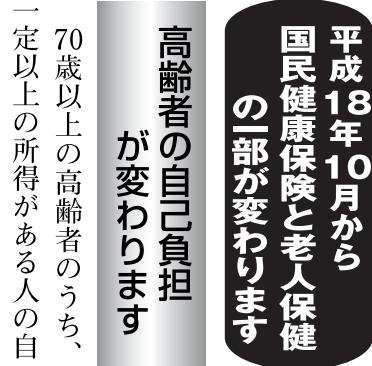


みんなのゲンキ みんなで支える

医療保健制度が変わります



◆ 申請に必要なもの
保険証・高齢受給者証・印かん
は老人医療受給者証・印かん

住民税非課税世帯などの70歳以上の人には、申請により、10月からは療養病床入院時の食費・居住費についても負担が軽減される制度があります。

◆ 申請に必要なもの
保険証・高齢受給者証・印かん
は老人医療受給者証・印かん

入院時の 減額制度について

上位所得者は、介護保険で入院している人との負担の均衡を図るために、食費と居住費を自己負担することになります。

食費：約42,000円
居住費：約10,000円

ただし、難病などの入院医療の必要性の高い患者については、現行どおり食材料費相当のみの負担となります。

療養病床入院時の食費・居住費の負担が見直しされます

自己負担が、2割から3割に引き上げられます。
変更になる人については、すでに7月末に新しい受給者証をお送りしています。

すでに7月末に新しい受給者証をお送りしています。

70歳以上の人

平成18年9月まで

70歳未満の人

所得区分	外来	自己負担限度額 (外来+入院)
上位所得者	40,200円	72,300円+医療費×1% (4回目以降40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得者 II I	8,000円	24,600円 15,000円

上位所得者	139,800円+医療費×1% (4回目以降77,700円)
一般	72,300円+医療費×1% (4回目以降40,200円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (4回目以降24,600円)

変更後

平成18年10月から

変更後

所得区分	外来	自己負担限度額 (外来+入院)
上位所得者	44,400円	80,100円+医療費×1% (4回目以降44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者 II I	8,000円	24,600円 15,000円

上位所得者	150,000円+医療費×1% (4回目以降83,400円)
一般	80,100円+医療費×1% (4回目以降44,400円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (4回目以降24,600円)

医療費の1ヶ月の
自己負担限度額が変わります

10月から自己負担限度額が一部引き上げられ、次のとおりになります。

年齢を段階的に引き上げたうえ廃止されます。10月1日以後平成18年10月1日から対象

岡山県老人医療費補助制度の改正について

降は、次に該当する70歳未満の人は、申請により高齢者の人と同じ負担割合で医療が受けられます。

①昭和13年9月30日以前生まれ、住民税が均等割課税

以下の世帯の人

②昭和16年9月30日以前生まれ、ひとり暮らしの人

(市内に3親等以内の親族がいない人)

③昭和16年9月30日以前生まれ、6か月以上寝たきりの

人

※②③は確認書類が必要となるのでご相談ください。

◆申請に必要なもの
保険証・印かん

10月1日から、国民健康保険被保険者証が新しくなります。9月下旬に新しい保険証を郵送します。

古い保険証は、市役所または出張所へお返しください。

申込み・問合せは
市民課
⑨2130まで